

特別職の職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成31年 3月19日

河合町長 岡 井 康 徳

河合町条例第7号

特別職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から平成31年4月30日までの間（以下「特例期間」という。）において、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和31年11月河合村条例第48号。以下「特別職給与等条例」という。）及び河合町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和31年11月河合村条例第44号。以下「教育長給与等条例」という。）の規定に基づいて支給する給与の額を減ずるため、給与の特例を定めるものとする。

(特別職の職員の給与額の特例)

第2条 特例期間における町長及び副町長の給料月額は、特別職給与等条例別表の規定にかかわらず、同表の規定により定められた額から当該額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、この限りでない。

(教育長の給与額の特例)

第3条 特例期間における教育長の給料月額は、教育長給与等条例第3条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額から当該額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当（地域手当を除く。）の額の算出の基礎となる給料月額は、この限りでない。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。